大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成19年7月25日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)マックスバリュ駒井沢店 草津市駒井沢町72-1ほか
- 2 提出された意見の概要
- (1) 草津市からの意見
 - ア 店舗北側 D 地点における夜間の走行車両の騒音最大値について、遮音壁の設置が 予定されているが、 2 階部分で予測値が環境基準値を超えているため、周辺住民よ り苦情があった場合は調整の上、必要な対策を講じること。
 - イ 店舗南側 B 地点、店舗東側 C 地点の両地点についても同予測値が基準値を超えているため、将来隣接地に民家等が建った場合、遮音壁の設置も含め同様に対応すること。
- (2) 守山市からの意見
 - ア 進入口が駒井沢東交差点に近いため、主要地方道草津守山線から当該店舗に左折 する車両により交通渋滞が発生しないように、進入口の草津方面への変更等必要な 措置を講じること。
 - イ 駒井沢交差点方面から右折して当該店舗に進入する車両により、交通渋滞が発生 しないように、主要地方道栗東志那中線の改良等必要な措置を講じること。
 - ウ 近来、主要地方道草津守山線の開通により、守山方面から来店される交通車両は 駒井沢東交差点を右折進入することから、駒井沢交差点より進入する車両と合流す るため、進入口に十分な滞留車線を設けること。
 - エ 主要地方道草津守山線側に左折滞留及び、左折アウトにも合流車線帯を設けること。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1新館2階滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1東館3階南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目13-30守山市環境経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5-22

(2) 縦覧期間 平成19年7月25日から平成19年8月25日まで